物品の購入又は役務の提供等に係る

競争入札参加資格審査申請の手引き

与論町総務企画課

**１　申請が必要な方**

　　与論町が行う次の業種区分の物品の購入、又は役務の提供等に関する契約に係る入札に参加を希望される方

業　種　区　分　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種目 | 種類 | 物品名等 |
| Ａ　機械器具類 | １　電気・通信機器類２　医療機器類３　計測・理化学機器類４　建設土木機械類５　視聴覚機器類６　消防機器類７　ＯＡ機器類８　その他 | 家電製品、テレビ、ラジオ、電話機、無線機等Ｘ線装置等ビデオカメラ、ＯＨＰ、映写機、モニターテレビ、楽器等消火器、警報器等オフコン、パソコン、コンピュータ周辺機器、複写機、ワープロ、ファクシミリ等厨房機器、農業機械、焼却炉等 |
| Ｂ　車両船舶類 | １　車両類（含修理）２　船舶類（含修理）３　航空機類（含修理） | 自動車、自動二輪車、特殊車両、自転車等船舶、船外機等 |
| Ｃ　印刷類 | １　印刷類 | 写植、軽印刷、フォーム印刷、シール印刷、航空写真、特殊印刷等 |
| Ｄ　薬品類 | １　薬品類 | 医薬品、農薬、化学薬品等 |
| Ｅ　文具類 | １　紙・文具類・事務用機器類 | 上質紙、中質紙、再生紙、スチールロッカー、キャビネット等 |
| Ｆ　印章類 | １　印章類 | ゴム印、日付印、スタンプ等 |
| Ｇ　記念品類 | １　記念品類 | 記念品、トロフィー、カップ、時計、テレフォンカード等 |
| Ｈ　燃料類 | １　燃料類 | 重油、軽油、灯油、ガソリン等 |
| Ｉ　運動具・天幕類 | １　運動具・天幕類 |  |
| Ｊ　写真・カメラ類 | １　写真・カメラ類 | 写真機、写真材料、フィルム、青写真、第二原図等 |
| Ｋ　看板・標識類 | １　看板・標識類 | 看板、道路標識、懸垂幕、染物、のぼり、旗等 |
| Ｌ　室内装飾品・調度品類 | １　室内装飾品・調度品類 |  |
| Ｍ　雑品類 | １　衣料品類・寝具類２　原材料類３　その他 | 制服、帽子、雨具、靴、寝具等塗料、木材、建設資材、コンクリート等トイレットペーパー等 |
| Ｎ　不用品処分 | １　不用品処分 | 不用品売買、中古車売買等 |
| О　学校教材類 | １　学校教材類 | 教材、視聴覚教材器具、理科実験教材器具、遊具 |

資格審査を希望する役務の提供等の業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | 業務名 |
| １．情報処理業務 | １４．薬剤空中散布業務 |
| ２．システム開発業務 | １５．旅客運送業務 |
| ３．コンピューター関連保守業務 | １６．貨物運送業務 |
| ４．ＯＡ関連研修業務 | １７．給食業務 |
| ５．ＯＡ機器賃貸業務 | １８．複写サービス業務 |
| ６．医療機器賃貸業務 | １９．電気通信サービス業務 |
| ７．車両賃貸業務 | ２０．旅行業務 |
| ８．寝具類賃貸業務 | ２１．気象予報業務 |
| ９．中央監視制御設備賃貸業務 | ２２．会場設営業務 |
| １０．空気調和設備賃貸業務 | ２３．パーキング・メーター管理等業務 |
| １１．広告業務 | ２４．その他の業務【業務内容】 |
| １２．受付・案内業務 |
| １３．調査・測定業務 |

**２　入札参加資格審査の申請ができない方**

　　次のいずれかに該当する方は、入札参加資格審査の申請ができません。

（１）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（２）与論町物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第６条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から２年を経過していない者

（３）営業に関し，許可，認可等を必要とする場合において，これを得ていない者

（４）営業開始後２年を経過していない者又は営業を停止し，若しくは休止した者で営業再開後２年を経過していないもの。ただし，町長が特に必要と認める場合は，この限りではない。

（５）暴力団

（６）その役員等が，次のいずれかに該当する法人等

ア　暴力団員

イ　自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用している者

ウ　暴力団又は暴力団員に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

（７）暴力団又は暴力団員が，その経営に実質的に関与している法人等

**３　申請手続**

（１）申請方法

　　　　申請に必要な書類等（「提出書類及び添付書類」参照）を準備し、封筒に「資格審査申請書在中」と朱書きのうえ、与論町総務企画課まで送付して下さい。申請書類は，フラットファイルかクリアファイルに綴じてください。

（２）問い合わせ先及び申請先

　　　　〒891-9301　鹿児島県大島郡与論町大字茶花1418番地1

　　　　与論町総務企画課入札係

　　　　電話　0997‐97‐3111

提出書類及び添付書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 法人 | 個人 | 備　　　 　　　考 |
| 入札参加資格審査申請書 | ○ | ○ | （第１号様式） |
| 営業概要書 | ○ | ○ | （第２号様式） |
| 取扱品目一覧表 | △ | △ |  ※物品に係る申請の場合のみ提出 |
| 資格審査を希望する役務の提供等の業務 | △ | △ |  ※役務に係る申請の場合のみ提出 |
| 誓約書 | ○ | ○ | （第３号様式） |
| 委任状 | △ | △ |  取引権限を事務所等に委任する場合（第４号様式） |
| 設備機械器具概要 | △ | △ |  印刷を希望する場合のみ提出 |
| 使用印鑑届 | △ | △ |  与論町との取引において印鑑証明書又は委任状と異なる印鑑を使用する場合 |
| 登記事項証明書 | ○ | × |  履歴事項全部証明書 発行日から３か月以内（写し可） |
| 身分証明書 | × | ○ |  発行日から３か月以内（写し可） |
| 納税証明書 | ○ | ○ |  税務官署が発行する「消費税及び地方消費税について未納の税額 がないことの証明書（個人：様式その３の２　法人：様式その３の３） 発行日から１か月以内（写し可） |
| ○ | ○ |  都道府県が発行する「都道府県税すべてに関し未納の税額がない ことの証明書」 発行日から１か月以内（写し可） |
| × | ○ |  市町村が発行する「個人住民税について未納の税額がないことの 証明書」 発行日から１か月以内（写し可） |
| 印鑑証明書 | ○ | ○ |  発行日から３か月以内（写し可） |
| 財務諸表等 | ○ | × |  申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算 書の写し（１年分） |
| × | ○ |  申請書を提出する直前の年の所得税確定申告書の写し |
| 営業許可証等 | △ | △ |  写しで可 営業に当たり官公庁の許可等の必要な場合 |
| 封筒１部 | ○ | ○ |  結果通知用 ※宛先を記載し，切手を貼り付けしたもの。 |

　注意事項： ○は必須，×は不要，△は必要に応じて添付する書類です。

**４　参加資格の有効期間**

入札参加資格者名簿に登録された日の属する年度を含めた,２会計年度となります。

**申請書類の記入方法等**

**１　申請書類記入上の一般的注意事項**

（１）申請書等に押印する代表者の印章は、全て印鑑登録してあるものを押印してください。

（２）訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に、訂正後の字句等を記入のうえ、抹消した箇所に訂正印（申請者の実印）を押印するか、又は欄外の余白に訂正に係る字数を記入して訂正印（申請者の実印）を押印してください。

（３）記入漏れがないようにしてください。

　　※　虚偽の申請等によって入札参加資格を取得した場合、入札参加資格を取り消すことがあります。

**２　入札参加資格審査申請書の記入上の注意事項**

（１）申請者

ア　申請者が法人の場合の商号又は名称については、法務局に登記されているものを記入して下さい。

イ　印章は、印鑑登録してあるものを押印してください。

**３　営業概要書の記入上の注意事項**

（１）営業形態及びその取引状況

　　　　製造、卸売、小売の３つから最も売上の多い形態を１つ選び○をしてください。

　　　　取引状況の欄は、物品等の取引を与論町と直接行うのか、又は代理店に委任するのか具体的に記入してください。

（２）営業履歴

「現組織への変更」は、個人営業を法人組織に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等法人格の変更があった場合の年月日を記入してください。

**４　誓約書の記入上の注意事項**

ア　法人にあっては、主たる事務所の所在地・名称及び代表者の氏名（法務局に登記されているもの）を記入してください。

イ　印章は、印鑑登録してあるものを押印してください。

**５　変更等届**

　　申請者は、入札参加資格決定通知を受けた後、下記に該当するときは、変更等届により届出が必要になります。

（１）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当するに至ったとき。

（２）営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、許可又は認可等が失効し、又は取り消されたとき。

（３）住所又は氏名（法人にあっては、本社及び営業所等の所在地、名称、代表者の氏名）に変更があったとき。

（４）営業を休止し、再開し、又は廃止したとき。

**６　委任状**

　　◎取引権限の委任

有資格の期間中営業所長等に与論町との取引権限を委任する場合に提出してください。委任者の印章は印鑑登録してあるものを押印してください。

（この委任状は本社代表者が営業所長等に与論町との取引を委任する場合に添付するものであり、入札に参加するためだけの委任状ではありません。）

（例）１　見積及び入札に関すること

　　　　２　契約の締結に関すること

　　　　３　物品の納入に関すること

　　　　４　代金の請求及び受領に関すること

　　　　５　複代理人の選定に関すること

　　　　６　上記各号に付帯する一切の事項

**７　設備機械器具概要**

印刷類の資格を得たい方のみ提出してください。

**８　使用印鑑届**

与論町との取引において、法務局などに印鑑登録してある印（取引権限の委任状を提出した場合は、受任者印）以外のものを使用するときに提出してください。

委任状を提出した場合の届出者は、受任者としてください。

**添付書類の注意事項**

**１　納税証明書**

（１）消費税及び地方消費税の課税事業者の方は、主たる事務所（本社）所在地を管轄する税務官署が発行する「消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書」（「その３の２」又は「その３の３」）を添付してください。（発行日から１か月以内のものに限る。写し可。）

（２）都道府県税の納税証明書については、委任状の提出がある場合は、委任先が所在する都道府県税の納税証明書を添付してください。（発行日から１か月以内のものに限る。写し可）

（３）個人の場合は、市町村が発行する「個人住民税について未納の税額がないことの証明書」（写し可）を添付してください。

**２　営業許可証等**

次に掲げる品目を申請する場合、許可証等の写しを添付してください。

（１）薬事法施行令第１条の別表に定める医療用具（A-2　医療機器類）

（２）薬事法第２条に定める医薬品　　　　　　　（D-1　薬品類）

（３）麻薬及び向精神薬取締法第２条に定める麻薬（D-1　薬品類）

（４）毒物及び劇物取締法第２条に定める毒物等　（D-1　薬品類）

（５）計量法第２条に定める計量器　　　　　　（A-3　計測・理化学機器類）

（６）自動車整備（修理）　　　　　　　　　　　（B-1　車両類（含修理））

（７）屋外広告物法第２条に定める広告物　　　　（K-1　看板・標識類）

（８）石油　　　　　　　　　　　　　　　　　　（H-1　燃料類）

（９）プロパン・オートガス　　　　　　　　　　（H-1　燃料類）

（10）電力供給（小売電気事業者）　　　　　　　（M-3　その他雑品類）

（11）古物営業法に定める古物　　　　　　　　　（N-1　不用品処分）

**３　封筒**

入札参加資格審査結果通知書を入れて郵送するので、宛先明記の封筒に切手を貼付して１枚提出してください。